第1章 計画の概要

1 計画改定の背景・目的

那珂川市(以下「本市」という。)では、町制であった平成16 (2004) 年3月「水と緑のなかがわ環境プラン(那珂川町環境基本計画)」を策定し、平成23 (2011) 年3月の部分的見直し、平成26 (2014) 年3月の「第2次那珂川町環境基本計画」(以下、「第2次計画」という。)の策定、平成31 (2019) 年3月の第2次計画中間見直しを経て、現在に至ります。

近年、社会情勢は大きく変化しています。国内では、平成30(2018)年に閣議決定された「*第五次環境基本計画」において、「*持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)」の考え方を活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要と示されています。各地域においては、地域の活力を最大限に発揮する「*地域循環共生圏」の考え方により、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあうことが求められています。

令和 2 (2020) 年には、政府は「2050 年カーボンニュートラル宣言」を表明し、令和 3 (2021) 年に閣議決定した「*地球温暖化対策計画」では、「2050 年目標と整合的で野心的な目標として、2030 年度に*温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを掲げています。また、近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、平成 30 (2018) 年には「*気候変動適応法」が施行され、各地域において自然的経済的社会的状況に応じた*適応策を講じていくことが求められています。

令和元(2019)年には「*食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4(2022)年には「*プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、*循環型社会の実現に向けた新たな課題にも積極的に取り組んでいくことが求められています。

本市の商工業は小売・卸売業、製造業が中心となっていますが、経営基盤の確保や後継者の確保などが課題となっています。また、豊かな自然などの地域資源を生かした観光振興に取り組んでいますが、更なる拡大が求められています。その他にも人口減少や少子高齢化の進行、頻発する自然災害への備え、公共インフラの老朽化など、環境問題と合わせて解決すべき課題を抱えています。

このような、本市を取り巻く社会情勢の変化への対応や、「第2次計画」の計画期間の終了に 伴い、SDGs や*脱炭素社会の実現など、近年の環境意識や社会情勢の変化を踏まえた「第3次那 珂川市環境基本計画(以下「本計画」という。)」を策定します。

本計画では、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図り、すべての市民が良好で豊かな環境の 恵みを享受するとともに、これが将来の世代に引き継がれていくまちを実現することを目的とし ます。

2 計画の役割

本計画には、前項の目的を達成するために、以下に示す3つの役割があります。

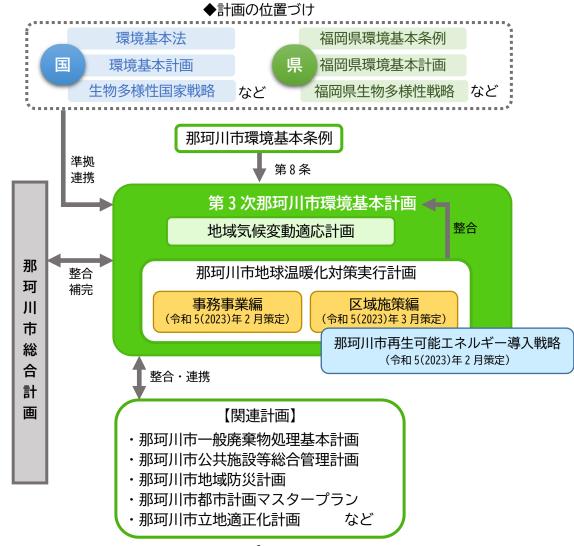
- ・本市の環境の将来像や環境目標についての共通認識を示すこと
- ・行政が実施する環境に関する施策や事業の方針を示すこと
- ・環境の保全や創造を図るうえでの市民や事業者の行動を促す指針を示すこと

3 計画の位置づけ

本計画は、那珂川市環境基本条例第 8 条に規定された計画であり、那珂川市総合計画に示すまちづくりの将来像「笑顔で暮らせる自然都市なかがわ~これからも住み続けたい協働のまちを目指して~」を、環境面から実現していくための計画です。また、環境保全の観点からの最も基本となる計画であり、行政が策定する全ての個別計画や施策・事業については環境面から本計画との整合を図っていきます。

なお、本計画は「気候変動適応法」第 12 条の規定に基づく「*地域気候変動適応計画」を内包します。

また、市域からの温室効果ガス排出量削減に関する「那珂川市再生可能エネルギー導入戦略」 や「那珂川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、行政の事務事業における温室効果ガス 排出量削減に関する「那珂川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」との整合を図ります。



4 計画の範囲

本計画の対象地域は、本市全域としますが、大気汚染や水質汚濁、廃棄物問題等、行政区域を越え、市単独では解決が困難な課題への取り組みにあたっては、必要に応じて国や福岡県、周辺自治体との連携を行います。

対象とする環境の範囲は、「自然環境」、「生活・快適環境」、「資源循環」、「地球環境」、「参加・協働」を基本とし、それに関係する私たち人間の諸活動を含むものとします。

◆計画の対象とする環境の範囲

区 分	対 象						
自然環境	*生態系、希少動植物、外来生物、里地里山、自然とのふれあい、 *生物多様性、地形、地質、農地など						
生活・快適環境	水環境(水質、水辺環境)、大気環境(大気質、悪臭、騒音・振動)、 土壌環境、まちの緑、景観、文化財、歴史的まちなみなど						
資源循環	ごみの発生抑制・再使用・再資源化、廃棄物適正処理、 *食品ロス、プラスチック資源循環など						
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、防災・減災、気候変動など						
参加・協働	環境教育・環境学習、啓発、各主体の協働による環境活動など						

5 計画の期間

本計画の対象期間は、令和 6 (2024) 年度を初年度とし、令和 15 (2033) 年度を目標年度とする 10 年間とします。

計画の進捗状況については、毎年点検・評価を行いながら、国内外の社会情勢の変化に合わせて令和10(2028)年度を目途に、施策の検証等に基づき中間見直しを行うこととします。

◆計画の期間

年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
	令和6	令和7	令和8	令和9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14	令和 15	
	▼初年度 ▼中間見直し									▼目標年度	
	第3次環境基本計画										
	(2024~2033 年度)										
	Δ 反映 Δ 調整 Δ 反映										
	那珂川市総合計画 2021-2030										
	前期基本計画後期基本計画										

6 計画策定の方向性

(1) SDGs(持続可能な開発目標)及び国の第五次環境基本計画の考え方の反映

国の「第五次環境基本計画」では、持続可能な社会の構築に当たっては、健全で恵み豊かな環境を基盤とし、その上に経済社会活動が存在していることを念頭に、経済成長や社会基盤の質の向上等を主たる目的とした取り組みが環境への負荷の増大につながらないような形に社会を転換していくことが求められています。

そのため、環境の観点から経済・社会に関連する施策を盛り込むことで、持続可能なまちづく りや地域創生を推進し、人口減少などの本市が抱える課題の解決にも資するものとします。

また、国の「第五次環境基本計画」と同様に、分野横断的な取り組みによる将来像を目指し、 取り組みを進めていきます。

(2)国の最新動向を反映した施策の実施

国の「地球温暖化対策計画」や「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた*緩和策を進めていくとともに、気候変動による影響を回避・軽減するために、地域特性を踏まえた適応策を進めていきます。

また、*再生可能エネルギーの重要性はさらに高まっていることから、本市においても令和 4 (2022) 年度に策定した那珂川市再生可能エネルギー導入戦略や那珂川市地球温暖化対策実行計画等に基づき、再生可能エネルギーの普及をさらに推進します。

(3) 新たな法令に対応した施策の実施

「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する 法律」に対応していくために、食品ロスに関する取り組みの実施やプラスチックの資源循環に関 する取り組みを推進します。

(4) 関連計画との整合を図り、取り組みの実効性を確保

本計画は、「那珂川市総合計画」に示す本市の将来像を環境面から実現していく計画であるため、「那珂川市総合計画」の5つのテーマ(施策大綱の柱)との整合を図ります。

「那珂川市一般廃棄物処理基本計画」や「那珂川市都市計画マスタープラン」など、前計画の 推進期間内に改定・策定が行われた関連計画については、改定・策定内容について、施策や目標 の整合を図ります。

7 各主体の役割

環境問題を解決し、環境と共生した持続可能な社会を築いていくためには、市民、事業者、行政が環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組んでいくとともに、相互に連携・協力していく ことが重要です。そのため、各主体の役割について下記のとおりとします。

■市民の役割

- ●一人ひとりが、身の回りの環境問題を認識し、日常生活において、できるところから環境負荷の低減、環境保全のための行動を実践する。
- ●変化し続ける環境問題について、関連する情報に関心を持ち、自身ができる環境問題に対する 取り組みの「最善」を考える。
- 行政が推進する環境施策・事業に積極的に協力する。

■事業者の役割

- 自らの事業活動が、環境に大きな負荷を与える可能性が高いことを認識し、地域環境の向上に 貢献するため、環境負荷の低減・環境保全の視点を取り入れた事業活動を継続的に行う。
- 環境負荷の低減・環境保全に関する知識の向上及び設備投資に努める。
- 行政が推進する環境施策・事業や、市民が行う環境保全の取り組みに積極的に協力する。

■行政の役割

- ●本計画で設定した環境施策を計画的に実施するとともに、周辺自治体・福岡県・国との連携を 積極的に図る。
- ●一人ひとりの環境に対する関心を高めるため、環境問題に関する情報を広く発信するとともに、 市民・事業者が行う環境保全の活動を支援する。
- ◆本計画に示した行政の行動指針に基づき、公務における環境負荷の低減や、環境保全のための 行動を職員自らが率先して実践する。
- 持続可能な社会の発展を目指し、市民や事業者の意思を尊重しつつ、環境政策を積極的かつ計画的に推進する。